

鈴鹿市選挙管理委員会告示第14号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙について、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり定めたので公職選挙法施行令（昭和25年政令89号）第65条の13第4項の規定により告示する。

令和6年10月10日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 宮崎由美子

期日前投票所

- 1 施設の名称 鈴鹿市役所本館1階 特設会場
- 2 所在地 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
- 3 設置期間 令和6年10月16日から令和6年10月26日まで